

## 和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の促進により本県における脱炭素化を図ることを目的として、太陽光発電設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

### (補助対象設備)

第3 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、県が実施する説明会を受講した事業者が設置するもので、次の各号に掲げるもののうち、別表に定める補助対象設備の要件を全て満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備（自家消費型）
- (2) 蓄電池
- (3) コージェネレーションシステム
- (4) 高効率空調機器
- (5) 高効率照明機器
- (6) 高効率給湯機器

### (補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定める補助対象者の要件に該当する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのない者
- (3) 政党その他の政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(補助対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別表第1に定める経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定める額とする。

(交付申請)

第7 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定めるとおりとする。

2 申請の受付は、各会計年度の1月末日（閉庁日の場合は翌開庁日）を期限として先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を終了する。

3 補助金の交付は、同一の補助対象者又は同一の事業所若しくは住宅につき、同一の補助対象設備において1回限りとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助事業の着手)

第9 申請者は、補助金の交付の決定を受けた後でなければ、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に着手（当該補助事業に係る契約締結又は工事着工のいずれか早い方の行為をいう。）してはならない。

(交付の条件)

第10 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知を遵守すること。

(2) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができること。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）

イ 補助事業に要する経費の配分を変更（当該補助事業に要する経費の額の20パーセント以下の増減を除く。）しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができること。
- (7) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (8) 補助事業者は、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量、売電量の実績について記録し、知事から報告の求めがあった場合には、これに応じなければならないこと。
- (9) 補助事業者は、補助対象設備の使用状況等に関する調査その他知事が必要と認める事項に協力しなければならないこと。

(変更の承認等)

第11 第10（3）ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第4号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（別記第2号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第12の規定により、補助金の変更交付を申請しようとする場合は、この限りでない。

2 第10（3）ウの規定により知事の承認を受けようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第12 補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第6号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（別記第2号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付してあらかじめ知事に対し、提出しなければならない。

(状況報告)

第13 知事は、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、補助対象設備の種類ごとに、それぞれ別表に定める書類を添えて、交付申請をする日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の再確定)

第15 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を第14に準じて提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第16 取得財産等のうち、規則第20条第2号及び第3号の規定に基づき知事が処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。

2 規則第20条ただし書に規定する取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（別記第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができるものとする。

(書類の整備保管)

第17 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第16の2で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。

別表（第3、第4、第6、第7、第14関係）

（1）太陽光発電設備（自家消費型）

<p>補助対象者 (第4関係)</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自ら事業を行う県内の事業所（以下「事業所」という。）に太陽光発電設備を設置する者であって、当該事業所（新築等を除く。）の温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第4項に規定する「温室効果ガスの排出」をいう。以下同じ。）の量（以下「CO2排出量」という。）を算定している者</li> <li>2 自ら所有し居住する県内の一戸建て住宅（以下「住宅」という。）に太陽光発電設備を設置する者</li> </ol>
<p>補助対象設備 (第3関係)</p>	<p>（2）と同時に設置する太陽光発電設備であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国実施要領別紙2の2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。</li> <li>2 本県の区域内（脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業に採択されている県内団体の区域内を除く。以下同じ。）に設置されるものであること。</li> <li>3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</li> <li>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。</li> <li>5 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。</li> <li>6 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。</li> <li>7 （住宅に太陽光発電設備を設置する場合）10kW未満のものであること。</li> </ol>
<p>補助金額 (第6関係)</p>	<p>1又は2に掲げる単価に発電出力を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。なお、発電出力は、太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所に設置されるもの 50,000円/kW又は2,500,000円のうち、いずれか少ない額とする。</li> </ol>

		2 住宅に設置されるもの 70,000円/kW
添付書類	交付申請書 (第7関係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書 (別記第1号様式)</li> <li>2 収支予算書 (別記第2号様式)</li> <li>3 (法人の場合) 役員名簿</li> <li>4 (法人の場合) 法人の登記事項証明書</li> <li>5 (個人事業主の場合) 直近の確定申告書等の写し又は個人事業の開業届出書の写し</li> <li>6 補助対象設備を設置する土地及び建物の登記事項証明書</li> <li>7 (住宅に補助対象設備を設置する場合) 住民票の写し</li> <li>8 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (内訳の記載があるもの)</li> <li>9 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図</li> <li>10 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し (設備仕様が分かるもの)</li> <li>11 (事業所若しくは住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合) 同意書 (別記第3号様式)</li> <li>12 (県に口座登録がない場合) 債権・債務者登録申出書</li> <li>13 (県に口座登録がない場合) 口座情報等が確認できる資料</li> </ol>
	実績報告書 (第14関係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実績報告書 (別記第7号様式)</li> <li>2 収支決算書 (別記第8号様式)</li> <li>3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し</li> <li>4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し (内訳の記載があるもの)</li> <li>5 補助対象設備の保証書の写し</li> <li>6 補助対象設備の施工前・施工後の事業所又は住宅の状況を記録したカラー写真</li> <li>7 設置した補助対象設備の型番が分かるカラー写真</li> <li>8 電力系統への連系内容が確認できる書類の写し</li> <li>9 (事業所に補助対象設備を設置する場合) CO2排出量算定結果が確認できる書類</li> </ol>

(2) 蓄電池

補助対象者 (第4関係)	<p>次のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所に蓄電池を設置する者であって、当該事業所 (新築等を除く。) のCO2排出量を算定している者</li> <li>2 住宅に蓄電池を設置する者</li> </ol>
-----------------	---

<p>補助対象設備 (第3関係)</p>	<p>(1) の付帯設備として設置する蓄電池であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国実施要領別紙2の2. ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。</li> <li>2 本県の区域内に設置されるものであること。</li> <li>3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</li> <li>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。</li> <li>5 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。</li> <li>6 据置型(定置型)のものであること。</li> <li>7 (住宅に蓄電池を設置する場合) 4,800Ah・セル相当のkWh未満のものであること。</li> </ol>
<p>補助金額 (第6関係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所に設置されるもの 蓄電池の価格(円/kWh)の1/3(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は3,200,000円のうち、いずれか少ない額とする。</li> <li>2 住宅に設置されるもの 蓄電池の価格(円/kWh)の1/3(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</li> </ol>
<p>添付書類</p>	<p>交付申請書 (第7関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書(別記第1号様式)</li> <li>2 収支予算書(別記第2号様式)</li> <li>3 (法人の場合) 役員名簿</li> <li>4 (法人の場合) 法人の登記事項証明書</li> <li>5 (個人事業主の場合) 直近の確定申告書等の写し又は個人事業の開業届出書の写し</li> <li>6 補助対象設備を設置する土地及び建物の登記事項証明書</li> <li>7 (住宅に補助対象設備を設置する場合) 住民票の写し</li> <li>8 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの)</li> <li>9 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図</li> <li>10 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かるもの)</li> <li>11 (事業所若しくは住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合) 同意書(別記第3号様式)</li> <li>12 (県に口座登録がない場合) 債権・債務者登録申出書</li> <li>13 (県に口座登録がない場合) 口座情報等が確認できる資料</li> </ol>

	実績報告書 (第14関係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実績報告書 (別記第7号様式)</li> <li>2 収支決算書 (別記第8号様式)</li> <li>3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し</li> <li>4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し (内訳の記載があるもの)</li> <li>5 補助対象設備の保証書の写し</li> <li>6 補助対象設備の施工前・施工後の事業所又は住宅の状況を記録したカラー写真</li> <li>7 設置した補助対象設備の型番が分かるカラー写真</li> <li>8 太陽光発電設備と直接連携していることを確認できる書類</li> <li>9 (事業所に補助対象設備を設置する場合) CO2排出量算定結果が確認できる書類</li> </ol>
--	------------------	---

(3) コージェネレーションシステム

	補助対象者 (第4関係)	住宅にコージェネレーションシステムを設置する者
	補助対象設備 (第3関係)	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国実施要領別紙2の2. エ(ヌ)に定める交付要件を満たすこと。</li> <li>2 本県の区域内に設置されるものであること。</li> <li>3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</li> <li>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。</li> <li>5 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。</li> <li>6 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度において登録されているものであること。</li> </ol>
	補助金額 (第6関係)	コージェネレーションシステムの価格の1/2 (その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) 又は300,000円のうち、いずれか少ない額とする。
添付書類	交付申請書 (第7関係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書 (別記第1号様式)</li> <li>2 収支予算書 (別記第2号様式)</li> <li>3 補助対象設備を設置する土地及び建物の登記事項証明書</li> <li>4 住民票の写し</li> <li>5 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (内訳の記載があるもの)</li> </ol>



		6 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図 7 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの） 8 （住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合）同意書（別記第3号様式） 9 （県に口座登録がない場合）債権・債務者登録申出書 10 （県に口座登録がない場合）口座情報等が確認できる資料
	実績報告書 (第14関係)	1 事業実績報告書（別記第7号様式） 2 収支決算書（別記第8号様式） 3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの） 5 補助対象設備の保証書の写し 6 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真 7 設置した補助対象設備の型番が分かるカラー写真

(4) 高効率空調機器

	補助対象者 (第4関係)	事業所に高効率空調機器を設置する者であって、当該事業所（新築等を除く。）のCO2排出量を算定している者
	補助対象設備 (第3関係)	次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 1 国実施要領別紙2の2.ウ(チ)に定める交付要件を満たすこと。 2 本県の区域内に設置されるものであること。 3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。 5 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。 6 既存設備に替えて導入するものであること。
	補助金額 (第6関係)	高効率空調機器の価格の1/2（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は6,000,000円のうち、いずれか少ない額とする。
添付書類	交付申請書 (第7関係)	1 事業計画書（別記第1号様式） 2 収支予算書（別記第2号様式） 3 （法人の場合）役員名簿

		<p>4 (法人の場合) 法人の登記事項証明書</p> <p>5 (個人事業主の場合) 直近の確定申告書等の写し又は個人事業の開業届出書の写し</p> <p>6 補助対象設備を設置する土地又は建物の登記事項証明書</p> <p>7 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (内訳の記載があるもの)</p> <p>8 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図</p> <p>9 既存設備及び補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し (設備仕様が分かるもの)</p> <p>10 既存設備の設置状況及び型番が確認できるカラー写真</p> <p>11 既存設備に対して30%以上省CO2効果が得られることが確認できる書類</p> <p>12 (事業所の所有者でない場合又は共有者がいる場合) 同意書 (別記第3号様式)</p> <p>13 (県に口座登録がない場合) 債権・債務者登録申出書</p> <p>14 (県に口座登録がない場合) 口座情報等が確認できる資料</p>
	<p>実績報告書 (第14関係)</p>	<p>1 事業実績報告書 (別記第7号様式)</p> <p>2 収支決算書 (別記第8号様式)</p> <p>3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し</p> <p>4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し (内訳の記載があるもの)</p> <p>5 補助対象設備の保証書の写し</p> <p>6 補助対象設備の施工前・施工後の事業所の状況を記録したカラー写真</p> <p>7 設置した補助対象設備の型番が分かるカラー写真</p> <p>8 CO2排出量算定結果が確認できる書類</p>

(5) 高効率照明機器

<p>補助対象者 (第4関係)</p>	<p>事業所に高効率照明機器を設置する者であって、当該事業所(新築等を除く。)のCO2排出量を算定している者</p>
<p>補助対象設備 (第3関係)</p>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2.ウ(チ)に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 本県の区域内に設置されるものであること。</p> <p>3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p>

		<p>4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。</p> <p>5 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。</p> <p>6 既存設備に替えて導入するものであること。</p>
	補助金額 (第6関係)	高効率照明機器の価格の1/2(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は3,000,000円のうち、いずれか少ない額とする。
添付書類	交付申請書 (第7関係)	<p>1 事業計画書(別記第1号様式)</p> <p>2 収支予算書(別記第2号様式)</p> <p>3 (法人の場合)役員名簿</p> <p>4 (法人の場合)法人の登記事項証明書</p> <p>5 (個人事業主の場合)直近の確定申告書等の写し又は個人事業の開業届出書の写し</p> <p>6 補助対象設備を設置する土地又は建物の登記事項証明書</p> <p>7 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの)</p> <p>8 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図</p> <p>9 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かるもの)</p> <p>10 既存設備の設置状況が確認できるカラー写真</p> <p>11 (事業所の所有者でない場合又は共有者がいる場合)同意書(別記第3号様式)</p> <p>12 (県に口座登録がない場合)債権・債務者登録申出書</p> <p>13 (県に口座登録がない場合)口座情報等が確認できる資料</p>
	実績報告書 (第14関係)	<p>1 事業実績報告書(別記第7号様式)</p> <p>2 収支決算書(別記第8号様式)</p> <p>3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し</p> <p>4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し(内訳の記載があるもの)</p> <p>5 補助対象設備の保証書の写し</p> <p>6 補助対象設備の施工前・施工後の事業所の状況を記録したカラー写真</p> <p>7 設置した補助対象設備の型番が分かるカラー写真</p> <p>8 CO2排出量算定結果が確認できる書類</p>

(6) 高効率給湯機器

補助対象者 (第4関係)	事業所に高効率給湯機器を設置する者であって、当該事業所(新築等を除く。)のCO2排出量を算定している者
補助対象設備 (第3関係)	次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 1 国実施要領別紙2の2.ウ(チ)に定める交付要件を満たすこと。 2 本県の区域内に設置されるものであること。 3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。 5 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。 6 既存設備に替えて導入するものであること。
補助金額 (第6関係)	高効率給湯機器の価格の1/2(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は2,500,000円のうち、いずれか少ない額とする。
添付書類	<p>交付申請書 (第7関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書(別記第1号様式)</li> <li>2 収支予算書(別記第2号様式)</li> <li>3 (法人の場合)役員名簿</li> <li>4 (法人の場合)法人の登記事項証明書</li> <li>5 (個人事業主の場合)直近の確定申告書等の写し又は個人事業の開業届出書の写し</li> <li>6 補助対象設備を設置する土地又は建物の登記事項証明書</li> <li>7 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの)</li> <li>8 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図</li> <li>9 既存設備及び補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かるもの)</li> <li>10 既存設備の設置状況及び型番が確認できるカラー写真</li> <li>11 既存設備に対して30%以上省CO2効果が得られることが確認できる書類</li> <li>12 (事業所の所有者でない場合又は共有者がいる場合)同意書(別記第3号様式)</li> <li>13 (県に口座登録がない場合)債権・債務者登録申出書</li> <li>14 (県に口座登録がない場合)口座情報等が確認できる資料</li> </ol>
	<p>実績報告書 (第14関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実績報告書(別記第7号様式)</li> <li>2 収支決算書(別記第8号様式)</li> </ol>

		<ol style="list-style-type: none"><li>3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し</li><li>4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）</li><li>5 補助対象設備の保証書の写し</li><li>6 補助対象設備の施工前・施工後の事業所の状況を記録したカラー写真</li><li>7 設置した補助対象設備の型番が分かるカラー写真</li><li>8 CO2排出量算定結果が確認できる書類</li></ol>
--	--	---